

仙台市日常生活用具支給制度（ストーマ装具）
利用者の皆様へ

仙台市障害者総合支援センター所長

ストーマ装具の基準額改定について

日頃より本市の福祉行政にご協力くださり、厚く御礼申し上げます。
さて、日常生活用具費支給制度における「ストーマ装具」について令和８年１０月以降から基準額を下記のとおり改定いたしますので、お知らせします。

用具名	旧基準額	R8.10月以降
ストーマ装具（消化器系）	8,800 円	9,800 円
ストーマ装具（尿路系）	11,500 円	12,500 円

※基準額以外の制度変更はございません（自己負担割合など）。
※仙台市の本制度においては、令和８年度より表記を「ストマ装具」から「ストーマ装具」に変更しておりますが、対象品目の変更はありません。

【日常生活用具制度について】

仙台市障害者総合支援センター
電話：022-771-6511

【申請・相談窓口】

お住まいの区の区役所・宮城総合支所障害高齢課